

ヨコハマ・りぶいん等入居者募集要領取扱基準

(制定) 平成6年10月1日

(最新改定) 令和2年3月16日 (建住政第2307号)

1 目的

この取扱基準は、ヨコハマ・りぶいん等入居者募集要領(以下「要領」という。)第14条の規定に基づき、ヨコハマ・りぶいんの入居者募集における細目を定めることを目的とする。

2 入居資格

- (1) 要領第5条第1号において158,000円以下(平成29年7月1日以降特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条に基づき供給計画の変更の申請を行い、認定を受けたヨコハマ・りぶいんについて、認定日以降に入居しようとする者については、139,000円以下)であつて、18歳未満の同居者を有する者は、扶養控除額を算定しないことができる。

この方法により算定された所得が158,001円以上(平成29年7月1日以降特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条に基づき供給計画の変更の申請を行い、認定を受けたヨコハマ・りぶいんについて、認定日以降に入居しようとする者については、139,001円以上)となる場合は、要領第5条第1号の要件を満たすものとする。

- (2) 要領第5条第2号の自ら居住するために住宅を必要とするものとは次のとおりとする。

- ① 申込者及び同居親族が自己名義の家屋を所有していないこと。
- ② 申込時において、申込者及び同居親族がヨコハマ・りぶいんに居住していないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
 - i 住み替え先の住宅が同一の住宅の場合である場合
 - ii 住み替え先が別の住宅であつても、次のいずれかの事由に該当し、住み替え以外に当該事由の解決が現実的に困難である場合
 - ア 災害による被害
 - イ 入居者間のトラブルによる被害
 - ウ 加齢又は病気による制約
 - エ 同居者を保育園又は幼稚園へ送迎するのに支障があることなどによる負担
 - オ 入居者の責によらない事由により、住み替えることが適当であると市長が認める場合

- (3) 空家募集に限り、次の各号のいずれかに該当する場合は、自ら居住するために住宅を必要とするものとする。

- ① 著しく老朽化している住宅に現在居住し、住宅を建て替える資力のない場合で、住宅を取壊すことにより自己名義の住宅を所有していないこととなる場合
- ② 差押え又は正当な事由による立退き要求等により自己名義の住宅を所有していないこととなる場合
- ③ 自己の所有する住宅から勤務箇所に至る経路のうち、新幹線又は飛行機を除く一般に利用し得る最

短の経路での通勤所要時間が2時間以上の遠距離通勤をしている場合

- ④ 自己の所有する住宅の住戸専用面積が最低居住面積水準未満である場合
 - ⑤ 自己の所有する家屋が固定資産登録台帳の区分に「店舗」あるいは「事務所等」と登録されている場合
 - ⑥ その他、建築局長が認める場合
- (4) 要領第5条第3号の同居又は同居しようとする親族とは、配偶者及び2親等以内の親族を基本とする。

ただし、扶養関係のある場合や介護の必要のある場合など同居理由がある場合は、6親等以内の親族若しくは3親等以内の姻族による申込みも認めるものとする。

- (5) 親族以外の同居人との申込みや、同居親族を不自然に除いた世帯の申込みは認めない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- ① 現在婚約中であり、次のいずれかに該当する場合
 - i 入居時までに婚姻予定の場合
 - ii 入居後6ヶ月以内に婚姻したことを証明できる場合
- ② 事実上婚姻関係と同様の事情にある場合で、公的な証明書等で証明できる場合
- ③ 離婚が成立していない夫婦を分割して申し込む場合で、次のいずれかに該当する場合
 - i 入居時までに離婚が成立する場合
 - ii 申込み時に住民票で引き続き1年以上の別居が確認でき、かつ、離婚の意思が確認できる場合

3 空家募集

- (1) 要領第10条に定める空家募集その他公正な方法による募集は、空家へのあっせん者をあらかじめ募集する方法（以下「空家登録募集」という。）とする。ただし、建築局長が認める場合はこの限りではない。
- (2) 空家登録募集は、原則として住宅別に年間2回以上行うものとする。なお、住宅の登録は2つまでとし、抽選により決定される住宅ごとの優先順位に従い、あっせんを行う。
- (3) 登録者がいない住宅については住戸別に先着順で募集を行うことができるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この取扱基準は、平成6年10月1日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この取扱基準は、平成7年6月1日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この取扱基準は、平成7年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成9年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成10年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成20年3月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成21年9月29日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成29年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この取扱基準は、令和2年3月16日から施行する。